

令和8・9年度志布志市入札等参加資格審査申請提出要領（測量・建設コンサルタント等）

志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）に基づき、令和8・9年度志布志市入札等参加資格審査申請を下記のとおり受け付けます。

申請方法は、原則【オンライン申請】となります。オンラインで申請できる環境にない事業者のみ郵送で提出してください。なお、1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなりますので、併せてご注意ください。

記

1 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）まで

※市内、準市内、市外の各事業者共通の期間です。

※【オンライン申請】は受付最終日の17時まで、【郵送】は受付最終日必着となります。ご注意ください。

2 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

3 提出方法及び提出先

(1) オンライン申請 【原則、全ての事業者】

※「Logoフォーム」の申請用URLから本申請へ進み、必要箇所の入力と、必要書類を添付して送信してください。

申請用フォームのURLは次のとおりです。

【(市内)・(準市内)・(市外) 測量・建設コンサルタント等】専用 <https://logoform.jp/form/E4pV/1250355>

(2) 郵送申請 【オンライン申請が不可能な方のみ】

※必ず配達が確認できる簡易書留、宅配便等で提出してください。

※従前の申請のように、紙ファイルに綴って提出する必要はありません。

《提出先》

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 志布志市役所財務課財務グループ契約担当

【問合せ先】志布志市役所財務課財務グループ契約担当 電話 099-472-1111 (内線424)

※松山支所・有明支所では受付できません。

※提出書類を直接持参されることはご遠慮ください。

4 申請者の資格

入札参加資格は、次のいずれにも該当することを条件とします。

- (1) 参加申請の営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 志布志市が行う契約からの暴力団排除措置に関する規程（令和元年志布志市訓令第4号）第3条に該当しない者であること。
- (4) 資格審査を申請する業種区分について資格審査の申請の日の直前の月末から直前2年間に業務の実績を有する者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない事業主であること。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

5 業者区分

- (1) 市内業者=志布志市内に本社、本店等の事務所を有する者で、「6」の市内業者の取扱基準を満たすもの
- (2) 準市内業者=志布志市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等委任先を市内に有する者で、「7」の準市内業者の取扱基準を満たすもの
- (3) 市外業者= (1) 及び (2) 以外の法人

6 市内業者の取扱基準

志布志市内に主たる営業所を有する測量・建設コンサルタント関連業者の基準として、次の事項を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 志布志市において次のとおり事業所の登録がされていること。
 - ア 法人の場合、令和7年度において、法人市民税が課税されていること。
 - イ 法人以外の場合、市内事業所での経営規模評価等を申請し通知を受けていること。
 - ウ 志布志市住民税の特別徴収事業所であること。
- (2) 現に事業所の形態を有し、事業所の名称（看板・表札）が表示されていること。
- (3) 事業所内において電話・机・事務機器・什器備品等を備えていること。
- (4) 正規職員を配置していること。
- (5) 常勤技術職員（パートタイマー、臨時雇用を除く。）を配置していること。

7 準市内業者の取扱基準

志布志市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等（契約相手方）を市内に有する測量・建設コンサルタント関連業者の基準として、次の事項を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 志布志市内に住所を有する正規職員を**2人以上**配置していること。
- (2) 常勤技術職員（パートタイマー、臨時雇用を除く。）を配置していること。

8 提出書類及び記入要領等

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
1	・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ・競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式1 様式 3-① 3-②	○	・様式1については、郵送申請で提出する際に必要な書類です。 オンライン申請で提出する場合は必要ありません。 ※押印不要	郵送申請業者のみ 全業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
2	業態調書	様式 3-③	○	・指定の様式で該当箇所に○を記入してください。	全業者
3	測量等実績調書（過去2年分）	—	○	・直近2年のものを提出してください。	全業者
4	登録証明書又は登録通知書の写し	—	○	・営業に関する許認可証・登録証明書の写しを提出してください。	全業者
5	誓約書・自己及び自社の役員等の名簿	様式6	○	<p>・自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）</p> <p>(1) 法人には、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるもの）をいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</p> <p>(2) 法人格を有しない団体には、代表者、理事その他(1)に掲げる者と同等の責任を有する者</p> <p>(3) 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</p> <p>・自己及び自社の役員等の名簿は、役員全員の「役職名」「氏名」「性別」「生年月日」「住所」を必ず全て入力してください。この情報を目的外に使用することはありません。</p> <p style="text-align: right;">※押印不要</p>	全業者

No	提出書類			様式	複写	摘要	提出対象
6	國税	法人	'法人税'及び'消費税及地方消費税'納税証明書(その3の3)			<ul style="list-style-type: none"> ・税務署で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効 	全業者
		個人	'申告所得税及復興特別所得税'及び'消費税及地方消費税'納税証明書(その3の2)				
7	都道府県税		都道府県税について未納がないことの証明			<ul style="list-style-type: none"> ・県地域振興局又は各支庁県税課等で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効 ・委任先があり、委任先の所在地で課税されている場合、委任先の所在地で取得した証明書を提出してください。 ・所在地が東京23区内の法人の場合、「法人都民税」に未納がないことを証明する納税証明書の交付を受けてください。 	全業者
8	市町村税		市町村税について未納がないことの証明(完納証明書等)			<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の税務課等で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効 ・委任先があり、委任先の所在地で課税されている場合、委任先の所在地で取得した証明書を提出してください。 ・所在地が東京23区内の法人の場合、「法人都民税」に未納がないことを証明する納税証明書の交付を受けてください。 	全業者
9	市町村税 (代表者分)		事業所代表者分の市町村税について未納がないことの証明			<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の税務課等で、市内及び準市内事業者代表者分の交付を受けてください。(委任先の場合は、委任先の代表者) ※発行後3か月間有効 	市内 準市内
10	法人	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)			○	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効 	全業者
	個人	身分証明書				<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地のある市区町村で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効 	

No	提出書類		様式	複写	摘要	提出対象
11	法人	印鑑証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・実印での取引となる場合のみ、提出してください。「17」の使用印鑑届を提出する場合は、本証明書の提出は不要です。 ・法人：法務局で交付を受けてください。 ・個人：市区町村で交付を受けてください。 <p>※発行後3か月間有効</p> <p>※複写を提出する場合、複写時に証明書の複写倍率を変更せずに提出してください。</p>	該当業者
	個人	印鑑登録証明書	—	○		
12	労災保険料納入証明書		(参考様式1)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・お近くの労働基準監督署で証明を受けてください。（所轄の労働局へ郵送で請求することもできます。） ・本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料の納付がない場合は、申立書（参考様式1）を提出してください。 	全業者
13	事業所に関する誓約書 【測量・建設コンサルタント等共通】		様式8	○	<ul style="list-style-type: none"> ・内容をよく確認の上、提出してください。 <p>※これらの内容を確認するために必要な添付資料の提出は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書の内容を全て満たしていない場合、入札等参加資格を申請することはできませんのでご注意ください。 <p>※押印不要</p>	全業者
14	市内業者に準じた取扱申請書		様式10	○	<ul style="list-style-type: none"> ・準市内業者のみ、内容を記載し提出してください。 <p>※押印不要</p>	準市内
15	市税等納付、申告状況及び事務所実態調査等に関する同意書		様式11	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市内及び準市内業者のみ、内容を確認し同意の上、提出してください。 <p>※押印不要</p>	市内 準市内
16	委任状		様式12	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する場合は提出が必要です。 <p>※押印不要</p> <p>※1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなります。</p>	該当業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
17	使用印鑑届	様式13	○	<ul style="list-style-type: none"> 取引に使用する印鑑を押した使用印鑑届の原本又はデータを提出してください。 <p style="color: red;">※「11」の印鑑証明書又は印鑑登録証明書を提出する場合は、本届の提出は不要です。</p> <p style="color: red;">※使用印鑑（枠内）のみ押印</p>	該当業者
18	貸借対照表及び損益計算書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請書を提出する日の直前1事業年度の決算におけるものを提出してください。 個人事業主の場合は、直前の確定申告書類（収支内訳が分かる部分）の写しを提出してください。 	全業者
19	郵便ハガキ又は返信用封筒 <u>(返信先を記載し、切手を貼付したもの)</u>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 今回の資格審査申請の結果通知を送付する際に使用しますので、郵送申請の場合は、返信できるハガキ又は封筒を必ず提出してください。 オンライン申請の場合、提出は必要ありません。登録申請後、入力された通知用のメールアドレス宛に「送信完了」の自動配信メールが届きます。メール本文にあるURLから申請状況を随時確認することが可能で、審査後の登録完了の通知もこちらで行いますので、郵送による結果通知は行いません。 	郵送申請業者のみ